胎内市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定方針(案)

1. 策定の背景

(1)「まち・ひと・しごと創生法」

く「まち・ひと・しごと創生法」が目指すもの(第1条)>

- ◆ 2008 年に始まった日本の人口減少は今後加速度的に進むことが予想されており、人口減少による消費・経済力の低下が日本の経済社会に対して大きな重荷となります。
- ◇ 将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、「人口減少克服」と「東京圏への人口の過度の集中を是正する地方創生」をあわせて行うことを目的に掲げています。

<「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定(第8~10条)>

◆ 「まち・ひと・しごと創生法」の中では、国、都道府県および市町村は、「まち・ひと・しごと創生 総合戦略(以下、「総合戦略」)」を策定することが位置付けられています。(都道府県・市町村は努力義務)

■ まち・ひと・しごと創生法の概要

目的(第1条)

本部員:

上記以外の全閣僚

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生(※)に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生:以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

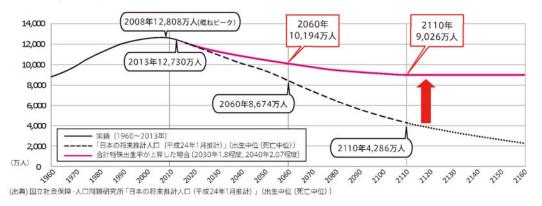
しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念(第2条) ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよ ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備 う、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備 ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性 化により、魅力ある就業の機会を創出 ②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期 的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協 ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力に 力を得ながら、現在・将来における提供を確保 よる効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結 ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りなが 婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備 ら協力するよう努める まち・ひと・しごと まち・ひと・しごと創生 都道府県まち・ひと・しごと創生 創生本部 総合戦略 (閣議決定) 総合戦略(努力義務)(第9条) (第11条~第20条) (第8条) 内容: まち・ひと・しごと創生に関する 目標や施策に関する基本的方向等 本部長: 内容: まち・ひと・しごと 内閣総理大臣 創生に関する目標や施策 に関する基本的方向等 副本部長(予定): 市町村まち・ひと・しごと創生 内閣官房長官 ※人口の現状・将来見通 地方創生担当大臣 総合戦略(努力義務)(第10条) しを踏まえるとともに

施行期日:公布日(平成26年11月28日)。ただし、創生本部・総合戦略に関する規定は、平成26年12月2日。

客観的指標を設定

■ 我が国の人口の推移と長期的な見通し



(2)「人口ビジョン」と「総合戦略」

<2つで1セットの計画 ~「人口ビジョン」と「総合戦略」>

◆ 都道府県および市町村は、国の「長期ビジョン(人口ビジョン)」と「総合戦略」を勘案して(概要は下図参照)、「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を策定します。

「人口ビジョン」: 各地域の人口動向や将来人口推計の分析、中長期の将来展望を提示する 「総合戦略」: 各地域の人口動向や産業実態を踏まえ、2015~2019年度(5か年)の政策目標・ 施策を策定する

◆ 計画の策定・推進にあたって、「情報支援」「財政支援」「人的支援」のメニューが用意されています。

【財政支援例】 - 平成 26 年度: 地域住民生活等緊急支援のための交付金

一平成 27 年度: 税制地方財政措置

一平成 28 年度(予定): 地方版総合戦略を推進する新型交付金の新設

<策定のポイント>

- ♦ 明確な目標と KPI*1を設定し、PDCA サイクル*2 による効果検証・改善を行う
- ◆ 地方公共団体を含め、産官学金労言^{※3}、女性、若者、高齢者などあらゆる人の協力・参画を促す
- ◆ 地方議会も策定や検証に積極的に関与
- ◆ 各々の地域での自律的な取組と地域間連携を推進する

など

🤾 1 Key Performance Indicator(重要業績評価指標)の略。政策ごとの達成すべき成果目標。

※2 PLAN(計画)、DO(実施)、CHECK(評価)、ACTION(改善)の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法。

※3 (産)産業界 (官)地方公共団体や国の関系機関 (学)大学等の高等教育機関 (金)金融機関 (労)労働団体 (言)メディア。

■ 国と地方における人口ビジョン・総合戦略の構成イメージ

(「地方人口ビジョン・地方版総合戦略の策定に当たっての参考資料」より)



内容: まち・ひと・しごと創生に関する

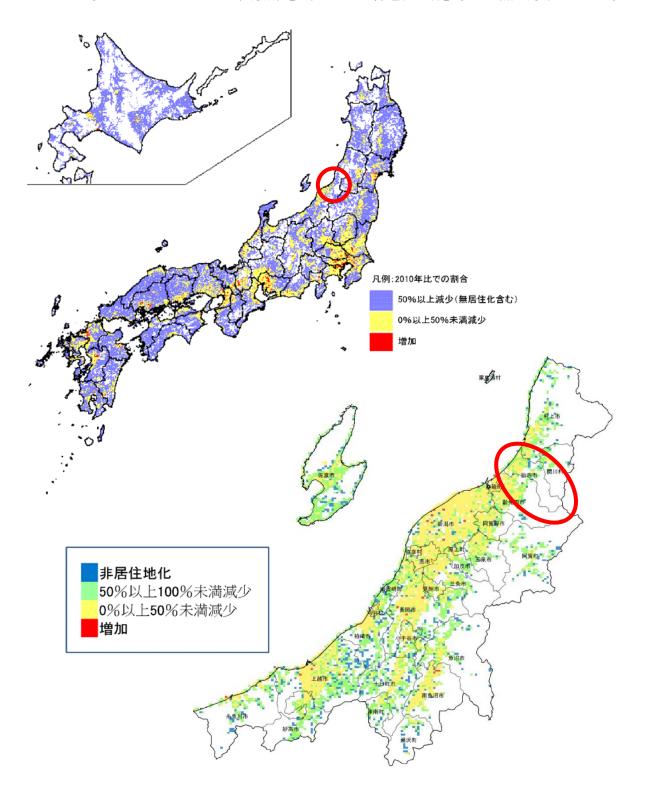
目標や施策に関する基本的方向等

(参考) 人口減少に警鐘を鳴らすレポート

■ 2010 年を 100 とした場合の 2050 年の人口増減状況

(国土交通省国土政策局「国土のグランドデザイン 2050」参考資料より)

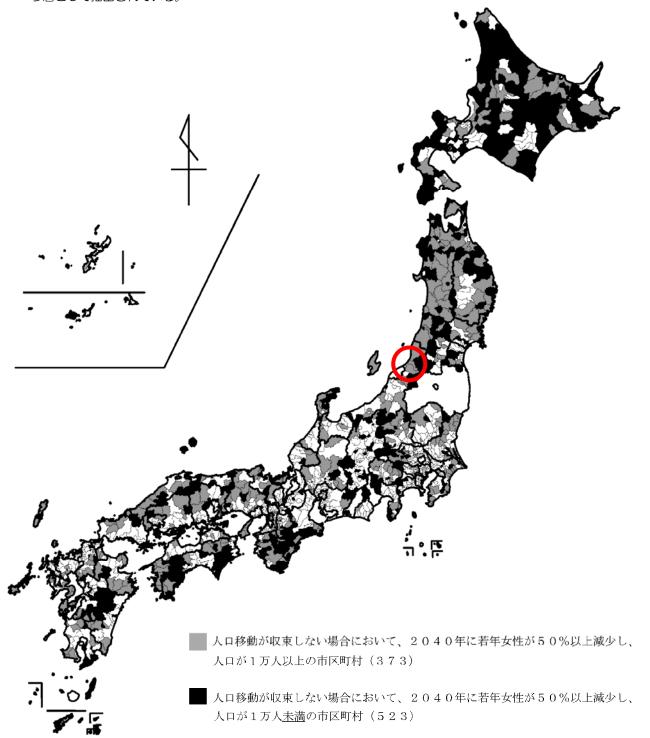
- ◆ 全国を≪1km²毎の地点≫でみると、人口が半分以下になる地点が現在の居住地域の6割以上を占める(※現在の居住地域は国土の約5割)。
- ◆ 人口が増加する地点の割合は約2%であり、主に大都市圏に分布している。
- ◆ 新潟県内では、新潟市を中心とした平野部に「0%以上 50%未満減少」する地点が広がっており、その周辺に「50%以上 100%未満減少」あるいは「非居住地化」する地点が分布している。



■ 「消滅可能性都市」

(日本創成会議・人口減少問題検討分科会 提言(平成26年5月8日)より)

- ◆ 2010 年から 2040 年までの間に「20~39 歳の女性人□*」が 5 割以下に減少する市町村を、このままいくと将来急激な人□減少に遭遇する「消滅可能性都市」と定義している。
- ※「産まれる子どもの 95% が 20~39 歳の女性の出産によるもの」とのデータにもとづき、人口の再生産を中心的に担う層として抽出されている。



一般社団法人北海道総合研究調査会(HIT)作成

2. 構成イメージと策定作業の進め方

◇ 国の示す構成と策定の基本的な手順は下図の通りです。これを踏まえ以下の方針で策定作業を進めます。

(1) 人口ビジョン

<策定作業の進め方>

- ◆ 国の長期ビジョンと期間を揃えて(2060年)人口の将来を展望します。
- ◆ 人口減少問題に関する市の共通認識となる人口ビジョンは、総合戦略の前提条件として先行して検 討を進めますが、最終的には総合戦略の施策の内容を踏まえて数値を確定させることとします。
- ◆ 2-ア: 将来展望に必要な調査・分析については、以下の資料を活用して分析を行います。
 - 一まずは、国・県の提供資料や市が過去に実施した調査結果を活用
 - 一今年度中に実施予定である第2次総合計画の策定に係るアンケート調査の結果も後ほど参照

■ 人口ビジョンの構成

- ・国の「長期ビジョン」を勘案しつつ、人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口 の将来展望を提示。
- ・対象期間は長期ビジョンの期間(2060年)が基本。(地域の実情に応じた期間の設定も可)

1. 人口の現状分析

ア 人口動向分析

・総人口や年齢3区分別人口、出生数、死亡数、転入数、転出数等の時系列の状況を分析

イ 将来人口の推計と分析

- ・出生率や移動率などについて仮定値を変えた総人口推計の比較や将来人口に及ぼす自然 増減・社会増減の影響度の分析
- ウ 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察

2. 人口の将来展望

ア 将来展望に必要な調査・分析

・住民の結婚・出産・子育てや移住に関する意識・希望等

イ 目指すべき将来の方向

・目指すべき将来の方向性や住民の希望を実現するための基本的な施策の方向性

ウ 人口の将来展望

自然增減(出生•死亡)

, 社会増減(転入•転出) 総人口や年齢3区分別人口 等の将来を展望

(2) 総合戦略

く策定作業の進め方>

- ◆ 国が示す以下の4つの柱について重点的に検討を行います。
 - -地方における安定した雇用を創出する(しごとづくり)
 - -地方への新しいひとの流れをつくる(ひとの流れ)
 - 一若い世代が結婚・出産・子育ての希望をかなえる(結婚・出産・子育て)
 - ー時代に合った地域づくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する(まちづくり)
- ◆ 分野毎の縦割りで計画・構成される総合計画(別紙参照)等の既存の計画の内容を、上記の 4 つの 柱で横串に整理し、これを検討の下敷きとすることで従来の政策との整合を図ります。
- ◆ ここに委員の皆さま、市民、庁内から寄せられる指摘やアイディアを肉付けしていきます。

■ 総合戦略の構成

○計画期間:2015~2019年度(5か年)

〇記載内容: 市総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする

(まち・ひと・しごと創生法 第10条第2項 より)

- 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本 的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

1. 基本目標

- 「人口ビジョン」を踏まえた上で、一定のまとまりの政策分野ごとに5年後の基本目標を設定
- ・基本目標は、行政活動そのものの結果(アウトプット)ではなく、その結果として住民にもたらされた便益(アウトカム)に関する数値目標を設定
- •【参考例】雇用創出数:5年間で●●人、就業者数:5年間で●●人 など

2. 講ずべき施策に関する基本的方向

- ・基本目標の達成に向けてどのような政策を推進していくかを基本的方向として記述
- ・【参考例】「移住希望者の視点に立ち(中略)移住希望者向けの情報提供に取り組む」 など

3. 具体的な施策

- ・上で設定した政策分野ごとに、地域の実情に応じながら計画期間(5年間)のうちに実施する 施策を検討
- ・【参考例】「移住・交流の専門相談員の配置」「空き家バンク等住宅情報の提供体制整備」など

4. 施策ごとの重要業績評価指標

- 具体的な施策毎に客観的な重要業績評価指標(KPI)を設定
- ・重要業績評価指標(KPI)は、原則として、当該施策のアウトカムに関する指標を設定
- ・【参考例】「センターを通じた移住者数〇〇件(5か年分の累計)」 など

前提条件として

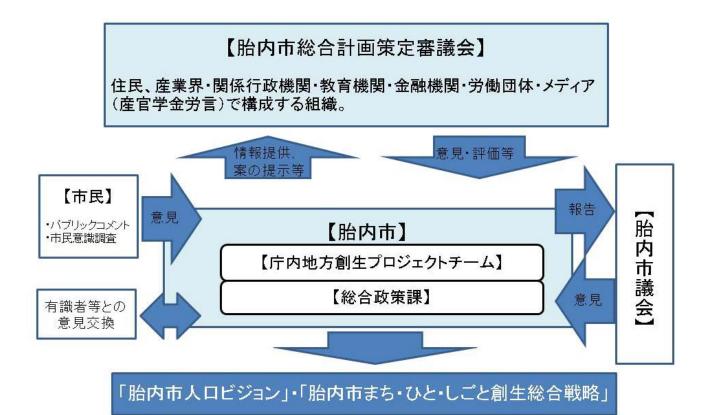
踏まえて確定

3. 策定体制および策定スケジュール

(1)策定体制

- ◆ 策定作業は、住民をはじめ産官学金労言の各方面の委員で構成する「総合計画策定審議会」と次世 代の市政を担う市職員で構成する「庁内地方創生プロジェクトチーム」を中心に進めます。
- ◆ 最終的なとりまとめに向けては、市議会および市民の意見の反映を図ります。
- ※ 市民意向の反映にあたっては、既存の意識調査の結果等も活用します。

■ 策定体制



(2) 策定スケジュール

- ◆ 平成 28 年度予算編成や国の上乗せ交付金交付申請を視野に入れ、おおよそ以下のようなスケジュールで策定作業を進めたいと考えています。
- ◆ また、今年度からは、市政の最上位計画である「総合計画(基本構想・基本計画)」の策定も行う予定(今年度、来年度の2か年で)であり、並行して進める以下の作業についても結果の反映を行います。
 - 「総合計画」の施策評価の結果を「総合戦略」の基本的な考え方に反映
 - 「総合計画」策定に係るアンケート調査の結果も後ほど参照

■ 協議会の開催日程(予定)

